

○松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の産業の活性化を図るため、市内の中小企業者等が行う産学共同研究事業、新産業創出事業及び中核企業活性化事業に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 本市に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 本市に事業所を有し、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する事業協同組合、協同組合連合会、企業組合及び協業組合

ウ 複数の企業で構成されるグループであって、本市に事業所を有する中小企業者が2分の1以上を占めるもの

エ 農商工等の異分野連携を行う複数の企業等で構成されるグループであって、本市に事業所を有する中小企業者が含まれているもの

(2) 地域中核企業とは、市内で製造業に関わる事業者のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 経済産業省により地域未来牽引企業に選定された企業

イ 長野県知事から、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の規定により国の同意を受けた松本地域基本計画に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業

ウ 長野県知事から、地域再生法（平成17年法律第24号）の規定により国の認定を受けた長野県の地域再生計画に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた企業

エ その他特に市長が認める企業

(3) 大学・公設試験研究機関等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校、大学及び高等

専門学校

イ 国、都道府県、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人の設置する公設試験研究機関

(4) 産学共同研究事業 新技術・新製品等の早期実用化を図るため、大学・公設試験研究機関等と共同研究契約若しくは委託研究契約を締結し、又は大学・公設試験研究機関等から技術指導を受けて行う事業をいう。

(5) 新産業創出事業 新分野・異分野への進出又は新技術・新製品の開発を図るため、単独又は他の企業と連携して行う事業及び新市場の開拓を図るため、異分野の企業等と連携して行う事業をいう。

(6) 中核企業活性化事業 地域中核企業が新分野・異分野への進出又は新技術・新製品の開発を図るため、単独又は他の企業や大学・公設試験研究機関等との共同、農商工等の異分野連携等により行う事業をいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、産学共同研究事業、新産業創出事業又は中核企業活性化事業（以下「助成対象事業」という。）を行う中小企業者等又は地域中核企業であって、市税を滞納していない者とする。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成対象事業に要する別表に掲げる経費のうち市長が適当と認める経費とする。ただし、同一の内容で既にほかの助成制度等による助成を受けている経費は、助成の対象としない。

(補助区分等)

第5条 補助区分、助成率、助成限度額及び助成金交付回数は、次のとおりとする。

補助区分	助成率	助成限度額	助成金交付回数
産学共同研究事業	2分の1	100万円	1事業1年度当たり1回とし、3回を限度とする。
新産業創出事業			
中核企業活性化事業	3分の2	300万円	

(交付申請)

第6条 規則第3条に規定する申請書は、松本市製造業等活性化支援事業助成金交付申請書（様式第1号）によるものとし、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を添付し、市長が指定した期日までに提出しなければならない。

- (1) 事業主体に関する説明書（別紙）
- (2) 収支予算書
- (3) 直近2期分の貸借対照表及び損益計算書
- (4) 契約書の写し（契約に基づき実施する場合に限る。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付の申請をしなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（申請の取下げ）

第7条 規則第7条第1項に規定する取下げは、松本市製造業等活性化支援事業助成金交付申請取下書（様式第2号）によるものとする。

（変更等承認申請）

第8条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号のいずれかに定める書類を市長に提出して、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業の内容等を著しく変更しようとするとき。 松本市製造業等活性化支援事業変更承認申請書（様式第3号）
- (2) 事業を中止し、又は廃止しようとするとき。 松本市製造業等活性化支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（実績報告）

第9条 規則第12条に規定する実績報告書は、松本市製造業等活性化支援事業実績報告書（様式第5号）によるものとし、交付決定者は、次に掲げる書類を添えて、事業完了後、1か月以内に市長に報告しなければならない。

- (1) 収支決算書
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
（事業成果の発表）

第10条 交付決定者は、市長が必要と認めるときは、事業の成果を発表しなければならない。ただし、特許出願中又は出願予定の技術等については、この限りでない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年8月1日告示第474号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の松本市産学共同研究事業助成金交付要綱の規定により使用されている様式は、この告示による改正後の松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱の規定による様式とみなす。

附 則 (平成25年3月29日告示第136号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第138号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日告示第85号)

この告示は、平成30年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

附 則 (令和5年3月30日告示第160号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日(以下「施行日」という。)から施行し、この告示による改正後の松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱(以下「新要綱」という。)の規定は、施行日以後の申請に係るものから適用する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱（以下「新要綱」という。）の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係るものから適用し、施行日前の申請に係るものについては、なお従前の例による。
- 3 この告示による改正前の松本市製造業等活性化支援事業助成金交付要綱の規定による様式は、当分の間、新要綱の規定による様式とみなす。

別表（第4条関係）

経費区分	内容
原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
機械装置・工具器具費	機械装置又は工具器具の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
外注加工費	外注加工に要する経費
技術指導受入費	技術指導を受ける際に要する経費（謝金及び旅費）
直接人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
委託費	委託契約による場合の経費（ただし、委託費で支出できる経費は、原材料費、機械装置・工具器具費及び事務経費に限る。）
共同研究・委託研究費	大学・公設試験研究機関等との共同研究契約又は委託研究契約に基づき支払う経費
事務経費	事業実施のために要する消耗品費、コピー代、通信運搬費
産業財産権出願経費	開発成果の産業財産権取得のための国内出願料及び出願に要する弁理士等の経費

(注) 次に掲げるものに該当する経費は、助成対象としない。

- 1 使用実績の把握が困難な原材料等
- 2 対象となる事業の終了後、当該事業の事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- 3 他からの転用が可能と認められる機械装置等